【2023 年 12 月 1 日現在】

① 産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含む）

都道府県及び政令都市	許可番号	初回許可年月日	許可の有効年月日	取扱産業廃棄物の種類(注：石綿含有産業廃棄物を含む)						
				廃プラスティック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず	がれき類
相模原市	09810000400	2000/04/01	2027/06/04	○※1	○※2	○	○	○※2	○※1※2	○※1

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。　※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。　※3：水銀含有ばいじん等を含む。
(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨又は水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない)

【 積替一時保管場所の面積と保管上限量等 】

積替一時保管場所：相模原市田名 8489 番地 1 他 1 筆　　敷地面積：1,077m^2

保管施設：
- ア　廃プラスティック類保管コンテナ(1 基)　最大保管量　22m^3
- イ　木くず保管コンテナ(2 基)　最大保管量　22m^3×2=44m^3
- ウ　金属くず保管コンテナ(1 基)　最大保管量　8m^3
- エ　ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず保管コンテナ(1 基)　最大保管量　8m^3
- オ　がれき類(注)　保管コンテナ(1 基)　最大保管量　8m^3
- カ　上記ア～オ混合保管ピット　保管面積　98.6m^2　最大保管量　119m^3　保管高さ　2m
- キ　紙くず保管コンテナ(1 基)　最大保管量　10m^3
- ク　繊維くず保管コンテナ(1 基)　最大保管量　8m^3
- ケ　廃プラスティック類(※1)保管コンテナ(1 基)　最大保管量　4m^3
- コ　ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(※1)保管コンテナ(1 基)　最大保管量　4m^3
- サ　がれき類(※1)保管コンテナ(1 基)　最大保管量　4m^3
- シ　金属くず(※2)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(※2)保管コンテナ(1 基)　最大保管量　3.78m^3

② 産業廃棄物収集運搬業（積替一時保管を含まない）

都道府県及び政令都市	許可番号	初回許可年月日	許可の有効年月日	取扱産業廃棄物の種類(注：石綿含有産業廃棄物を含む)																		
				燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスティック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物の糞尿	動物の死体	ばいじん	13号廃棄物
相模原市(注1)	09810000400	2000/04/01	2022/06/04	○※3	○※2※3	○※2	○※3	○※3	○※1※2	○※2	○	○	○	○※2	○※2	○※1※2	○※3	○※1	○	○	○※3	○※2
神奈川県(※4)	14020000400	1988/06/30	2027/06/04	○	○※2※3	○	○	○	○※1※2	○	○	○	○	○	○※2	○※1※2	○	○※1	○	○	○	○※5
東京都	13000000400	1990/01/24	2025/01/23	○※1※2	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
埼玉県	11020000400	1891/09/17	2026/09/16		○				○※1※2	○	○	○		○	○※2	○※1※2		○※1				
千葉県(注1)	12000000400	2009/12/03	2025/03/31		○				○※6	○	○	○			○※7	○※6		○※1		○		
山梨県(注1、※8)	01900000400	1992/11/05	2027/11/04		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※8		○				
長野県(注1)	20090000400	1992/06/01	2027/06/09						○	○	○	○			○	○						
静岡県	02201000400	2011/10/24	2026/10/23						○※1※2	○	○	○			○※2	○※1※2		○※1				
群馬県	01000000400	2013/03/11	2028/03/10						○※10	○	○	○			○※11	○※10		○※12				
愛知県(※13)	02300000400	2021/10/15	2026/10/14						○※7	○	○	○			○※14	○※15		○※12				

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。　※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。　※3：水銀含有ばいじん等を含む。
(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く（特記されているのは、相模原市、千葉県)。
(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨又は水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（相模原市のみ）を収集・運搬できない)
※4：営業の範囲は相模原市を除く神奈川県の区域。　※5：ｺﾝｸﾘｰﾄ固化物に限る。　※6：石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。
※7：自動車等破砕物を除く。　※8：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。
※9：がれき類を除く。　※10：石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。
※11：水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。がれき類を除く。
※12：石綿含有産業廃棄物を含む。　※13：水銀使用製品産業廃棄物う含む。　※14：自動車等破砕物を除く。
※15：ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの除く）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く、石綿含有産業廃棄物を含む）